

作成日：2012年1月5日

フィリピン共和国

特許庁の所在地：

Department of Trade and Industry, Intellectual Property Office

P. O. Box 296

Manila

Philippines

Tel : 63-2-890-4862

Fax : 63-2-890-4936

Website : <http://www.ipophil.gov.ph>

商標制度

1. 現行法令について

現行商標法は1998年1月1日に施行された法律第8293号です。細部についてはその後数回の改正がありました。

2. 商標出願時の必要書類

商標出願は、次のいずれかに基づくものでなければなりません。

- A. 現実の使用に基づく出願
- B. 使用意思に基づく出願
- C. 出願人の本国登録に基づく出願

(1) 願書

- ① 出願人の住所、名称（氏名）、国籍。
- ② 商品・サービスの区分及び商品・サービスの表示
- ③ 「出願の種別の表示」（上記、A. B. C. のいずれか）
- ④ 優先権主張の場合：基礎出願の出願国、出願日、出願番号
- ⑤ 商標が外国語の場合：その翻訳又は音訳の表示
- ⑥ 色彩を商標の本質的要素とする場合：その旨と色彩の表示、色彩で表示される主要部分の表示及び色彩の指定
- ⑦ 立体商標の場合：商標の説明
- ⑧ 団体商標の場合：その団体の説明

(2) 商標見本（10部）

商標が明瞭で十分な複製性が必要とされています。

(3) 委任状

出願日から60日以内に提出しなければなりません。公証・認証は必要ありません。

(4) 優先権証明書

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(5) 優先権翻訳（英語）

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(6) 所定の出願料の納付

3. 料金表（単位：フィリピン・ペソ（PHP））

料金は、大規模企業と小規模企業によって異なっており、小規模企業は大規模企業の半額となっています。

- (1) 出願料（1区分ごと）： 2160（小規模：1080）
- (2) 優先権主張（1区分ごと）： 1500（小規模：750）

(3) 色彩の主張 (1区分ごと) :	500	(小規模 : 250)
(4) 識別性の主張 (1区分ごと) :	500	(小規模 : 250)
(5) 早期審査の主張	5200	(小規模 : 2600)
(6) 期間延長請求	600	(小規模 : 300)
(7) 分割出願	500	(小規模 : 250)
(8) 放棄出願の復活	1000	(小規模 : 500)
(9) 出願種別の変更	2000	(小規模 : 1000)
＜本国登録から使用意思に基づく出願＞		
(10) 補正・訂正	700	(小規模 : 350)
(11) 登録料	1000	(小規模 : 500)
(12) 更新出願	1000	(小規模 : 500)
(13) 譲渡	500	(小規模 : 250)

4. 料金減免制度について

上述の通り、小規模企業についての料金は大規模企業の半額となっております。

5. 実体審査の有無

商標出願については実体的登録要件の審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

商標出願について出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

★フィリピンでは出願時に商標を実際に使用している必要はありませんが、出願日から3年以内に「使用宣言書」及び「使用証拠」を提出することが義務付けられています。商標出願は、知的所有権庁の商標局に対して行います。商標出願はオンラインで行うことができます (Office Order No. 125- Series of 2004)。

- (1) 商標出願は最初に方式要件 (出願日を付与するための条件) について審査されます。方式要件を満たしていない場合には1ヶ月以内に不備を是正するよう求められ、適正な是正がなされない場合には出願は取り下げられたものとみなされます。
- (2) 方式要件を満たした商標出願については、以下の不登録事由に該当するか否かの実体審査が行われます。出願が不登録事由に該当する場合には出願人にその旨の通知

がなされ、2ヶ月以内（1回に限り2ヶ月の延長可能）に意見書・補正書提出の機会が与えられます。不登録事由が一部の商品・サービスについてのみである場合、出願人は出願を分割することができます。最終的に出願拒絶された場合には、2ヶ月以内に商標局長に対して抗告することができます。

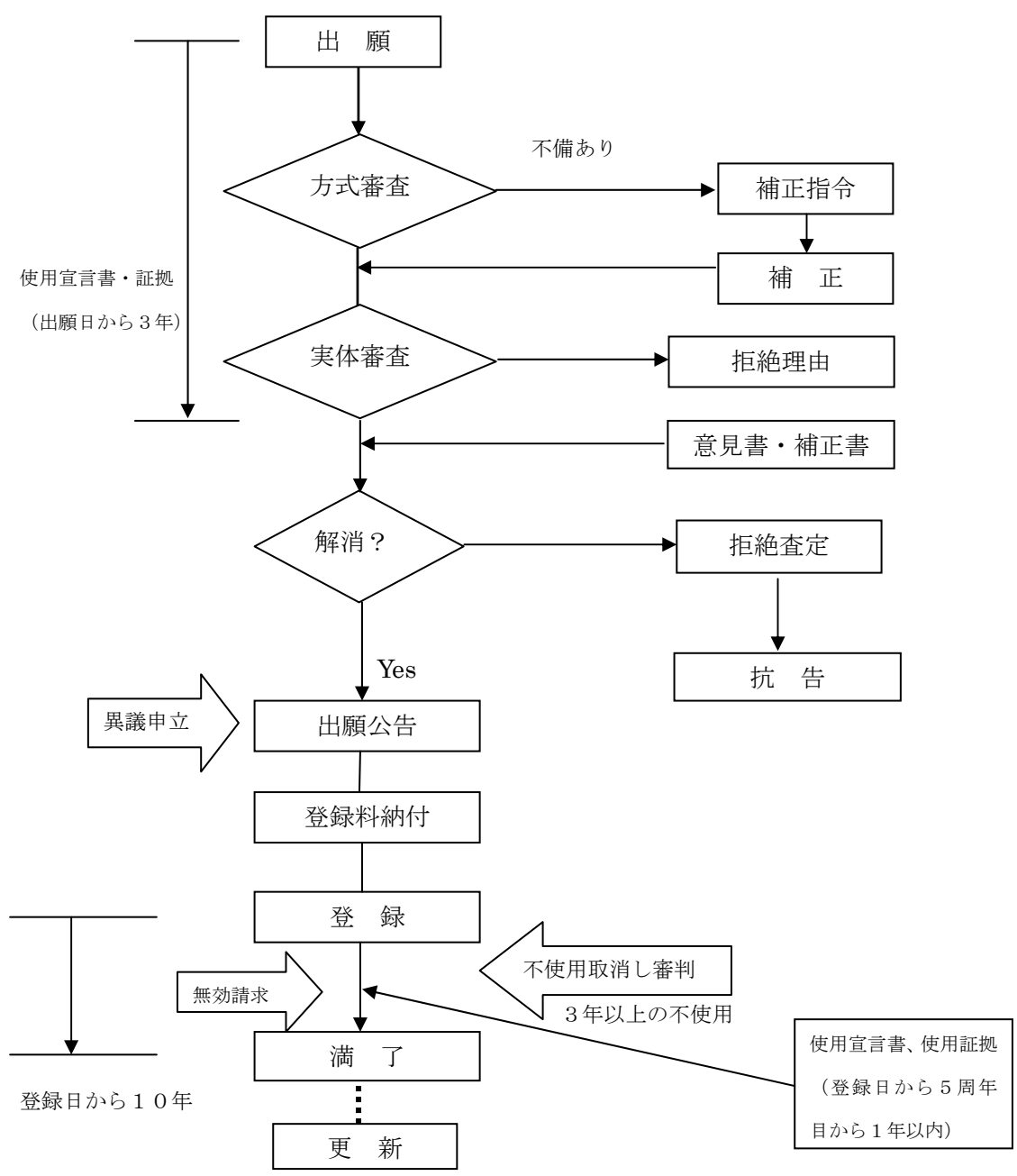
- (3) 出願が不登録事由に該当しない場合には、商標出願は出願公告されます。出願公告のための費用は出願人が負担することになっています。第三者は、出願公告から30日以内に異議申立てを行うことができます。異議申立てがあった場合には、審査官による再審査が行われます。異議申立てがなかった場合には、所定の登録料の納付を条件に商標出願は登録され、出願人に登録証が発行されます。

- (4) 本国登録に基づく出願の場合

商標出願が出願人の本国登録に基づく出願の場合には、出願日から12ヶ月以内に本国登録の認証謄本を提出しなければなりません。この12ヶ月の期間は、12ヶ月延長することができますので、本国登録の認証謄本の提出期限は出願日から24ヶ月となります。もし、この期間に認証謄本を提出できない場合には、出願人は24ヶ月の期間経過後2ヶ月以内に、本国登録に基づく出願を「使用意思に基づく出願」に変更することができます。

【不登録事由】

- ① 商標が非道徳的、国家象徴を誹謗中傷する要素で構成されている場
- ② 商標がフィリピン又は外国の国旗、紋章等で構成されている場合
- ③ 商標が特定の個人、肖像、大統領の氏名等で構成され本人の同意がない場合
- ④ 先行商標と同一又は類似の商標
- ⑤ フィリピン国内又は外国で周知な商標と同一又は類似の商標
- ⑥ 商品・サービスの品質等について誤認混同されるおそれがある商標
- ⑦ 識別性のない商標（慣用商標、品質表示等）
- ⑧ 商品の機能確保のために必要不可欠な立体形状からなる商標
- ⑨ 色彩のみからなる商標（一定の形態で限定されていないもの）
- ⑩ 公序良俗に反する商標



9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は登録日から10年です。存続期間は10年間ごとに更新することができます。存続期間を更新するためには、存続期間の満了前6ヶ月以内に更新登録出願をしなければなりません。

存続期間の更新要件は以下の通りです。更新出願が拒絶された場合には、商標局長に対して抗告することができます。

【更新要件】

- (1) 更新出願の願書
- (2) 更新時に使用されている商品・サービスの表示、及び使用されていない商品・サービスの表示
- (3) 所定の手数料の納付
- (4) 委任状

10. 出願時点での使用義務の有無

商標出願時点での使用義務はありませんが、上述の通り、以下の期間において使用宣言書及び使用証拠の提出が義務付けられています。不使用についての正当理由がある場合には、使用宣言書に代えて正当理由について証拠とともに説明することが必要です。

- (1) 出願日から3年以内

出願に係る商標が実際にフィリピン国内で使用されている証拠とともに使用宣言書(Declaration of Actual Use of the Mark)を提出しなければなりません。提出がない場合には、出願は記録から抹消されます。

- (2) 商標登録後5周年目に該当する日から1年以内

商標登録の更新とは別個の手続きですので、商標権者がこの期間内に使用宣言書又は正当理由の説明書を提出しない場合には、商標権は抹消されることになります。

【不使用の正当理由】

商標権に係る商品の販売が規制されている場合のように商標権者が登録商標を使用する意思があるにも拘わらずその使用が制限されているような場合には正当理由と認められます。商標権者の資金不足によって使用できないような場合には正当理由があるとは認められません。

11. 保護対象

商標とは、ある企業の商品又はサービスを他と識別することができる視認可能な標識と定義されています。商品の容器などの立体形状も保護対象となっていますが、商品の機能を確保するための不可欠な形状のみからなる商標は登録適格性を欠くものとされています。色彩それ自体は登録の対象とはなりませんが、一定の形態で限定することにより登録の可能性があります。

12. 留意事項

(1) マドリッド協定議定書（マドプロ）について

フィリピンはマドプロには加盟していませんので、国際登録に基づく商標の保護を受けることはできません。

(2) 不使用取消し制度

登録商標が、正当な理由なく商標登録後3年間使用されていない場合には、第三者の請求により登録商標は取り消されます。上述の通り、正当理由は客観性のあるものでなければなりませんので、商標権者の資金不足等は正当理由としては認められません。

(3) 登録の無効・取消し請求

登録商標が登録要件に違反して登録された場合には、商標権の存続期間中はいつでも登録の無効・取消しを請求することができます。但し、先行商標との同一・類似を理由とする場合には、登録から5年経過した後は請求をすることができません。

(4) 商標権の分割

商標権の分割を請求することができますが、分割は区分単位で認められますので、同一区分内での商品・サービス単位で分割することは認められていません。

(5) 譲渡

商標権は、公衆に誤認混同を与えない限り事業と分離して譲渡することができます。但し、商標局に譲渡を登録しない限り第三者にその譲渡の有効性を主張することはできません。譲渡の登録要件は以下の通りです。

【譲渡の登録要件】

- ① 公証された譲渡証書（署名は、譲受人のみで可）。
- ② 譲受人の委任状（公証は不要）
- ③ 所定の手数料

(6) ライセンス

登録商標に基づくライセンスを許諾することができますが、使用権者による品質保証条項を盛り込んだ契約書を商標局に登録する必要があります。

(7) 商標登録の表示

商標権侵害で救済を受けるためには、商品等に登録商標である旨の表示をしていることが必要となります。登録商標である旨の表示は、「登録商標」又は「®」とされています。